

令和6年 第1回 短答式試験

監査論/解答

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
1	3	4	2	2	4	5	5	3	6
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
3	5	2	1	2	5	6	3	4	6

本試験、お疲れ様でした。

解説・ブログ等は、12月15日（金）より順次公開いたします。

必ず得点したい問題



（解説では問題番号に *** を付しています。）

50%の正答率を確保したい問題



（解説では問題番号に ** を付しています。）

得点できなくてもよい問題



（解説では問題番号に * を付しています。）

想定合格ライン： 77.5点/100点

$$(\textcircled{5} \times 13 + \textcircled{5} \times 5 \times 50\%) = 77.5 \text{点}$$

本試験、お疲れ様でした。

例年より易しかった印象です。記述の中には実務指針や法令等の詳細すぎる内容も含まれていましたが、他の記述から正答を選択できるため、前半の制度論が容易化した分、前回よりも易しくなり、想定合格ラインも若干上昇しています。

問題 1 重要性***

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 財務諸表監査の目的には、財務諸表に、財務諸表利用者の経済的な意思決定に影響を与える
*** と合理的に見込まれる虚偽表示がないことについて、監査人が意見として表明することが含ま
○ れる。

監基報200-6.10(1).

一般的には、脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済
的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務諸表監査の実施における監査人の総括的な目的は、以下のとおりである。

(1) 不正か誤謬かを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて
合理的な保証を得ることにより、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報
告の枠組みに準拠して作成されているかどうかに関して、監査人が意見を表明できるように
すること。

イ 財務諸表監査は原則として試査によって行われる。その理由としては、精査の実施には過大
** な時間と費用がかかること、財務諸表監査の目的は財務諸表の全体としての信頼性を保証する
○ ことであること、また、有効な内部統制が整備・運用されている場合には精査は必ずしも必要
ではないことなどがある。

ウ 取引数が少なく精査を行うことが可能であり、かつ、財務諸表に見積りの要素が含まれてい
*** なければ、監査人は、財務諸表の適正性について、絶対的な保証を与えることができる。

×

監基報200-A44.

～したがって、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないという絶対的な保証を
得ることはできない。これは、監査の固有の限界があるためであり、その結果、監査人が結論
を導き、意見表明の基礎となる監査証拠の大部分は、絶対的というより心証的なものとなる。
監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。

- ・財務報告の性質
- ・監査手続の性質
- ・監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性

エ 我が国の一般に公正妥当と認められる監査の基準には、企業会計審議会による監査基準と日
*** 本公認会計士協会による指針（監査実務指針）が含まれる。日本公認会計士協会は監査基準報
告書のほか、監査基準を理解し実施するために参考となる文書を公表しているが、これらの全
× てが監査実務指針を構成する。

監基報(序)-3.

「監査実務指針」を実務に適用するに当たっては、日本公認会計士協会が公表する監査に関
する実務ガイダンス、周知文書、研究文書及び一般的に認められている監査実務慣行が参考に
なることがある。これらは、「監査実務指針」の適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示
し、実務上の参考として示すものであることから、「監査実務指針」を構成するものではない。

問題 2 重要性*

我が国の公認会計士監査制度とその歴史的経緯等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 戦前にも、例えば商法上の監査役監査といった法定監査の制度が設けられていた。しかしながら、戦後、こうした旧来の制度とは別に、証券市場法制が整備される中で公認会計士監査制度が新設された。

イ 現在、会社法上の大会社は、上場会社でなくとも公認会計士又は監査法人の監査を受けることが義務付けられている。この制度は、商法から会社の規定が分離して会社法が制定されたときに創設されたものである。

会社法上の大会社に監査を受けることを義務付ける制度は、昭和49年に創設された。

ウ 監査法人が合併によって大規模化するにつれて、従来の無限責任社員による法人制度では現実的ではなくなってきた。そのために設けられたのが特定社員や有限責任監査法人の制度である。

特定社員の制度は、監査の品質管理や監査法人のガバナンス、ディスクロージャー強化の観点から創設された。

エ 金融商品取引法における内部統制報告書とその監査制度は、上場会社による大規模な会計不正が相次いで発覚したことから、米国の制度を参考に設けられたものである。

[「内部統制監査基準」設定前文一.\(1\)参照](#)

問題 3 重要性***

公認会計士及び監査法人の独立性に係る公認会計士法の規定に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 公認会計士は、大会社等に対して連続する7会計期間について監査証明業務を行った場合には、
*** その翌会計期間以後の5会計期間について、当該大会社等に対して監査証明業務を行ってはなら
× ない。

公認会計士法第24条の3第1項

公認会計士は、大会社等の7会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間(連続会計期間)のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行ってはならない。

公認会計士法施行令12条(監査関連業務の禁止期間)

法第24条の3第1項に規定する連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、2会計期間とする。

- イ 監査法人は、その社員が、内部監査人としての業務によって大会社等から継続的な報酬を得
*** ている場合には、当該大会社等に対して監査証明業務を行ってはならない。

○

公認会計士法第34条の11の2第2項(大会社等に係る業務の制限の特例)

監査法人は、その社員が大会社等から第2条第2項の業務により、継続的な報酬を受けている
場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第1項の業務を行ってはならない。

公認会計士法施行規則第6条(業務の制限)

法第24条の2及び法第34条の11の2第1項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

五 内部監査の外部委託に関する業務

- ウ 会社の財務書類に対して監査証明業務を行った公認会計士は、原則として、その財務書類に
*** 係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社の役員に就いてはならない。

○

公認会計士法第28条の2(公認会計士の就職の制限)

公認会計士が会社その他の者の財務書類について第2条第1項の業務を行った場合には、当該公認会計士は、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。

- エ 公認会計士及び監査法人は、大会社等において監査証明業務を行うときは、他の公認会計士
*** を補助者として使用するか、又は他の監査法人と共同しなければならない。

×

公認会計士法第24条の4

公認会計士は、大会社等の財務書類について第2条第1項の業務を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。

問題 4 重要性***

公認会計士に係る金融商品取引法の規定に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 有価証券報告書に含まれる財務諸表に重要な虚偽記載がある場合に、重要な虚偽記載がないと証明した公認会計士は、有価証券報告書の提出者とともに刑事責任を問われることがある。

○

金融商品取引法197条1項

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 ～第24条第1項若しくは第3項若しくは第24条の2第1項の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

- イ 投資者が、重要な虚偽記載を含む財務諸表に基づいて投資意思決定を行った結果、損害を受けた場合、その財務諸表に虚偽の監査証明を行った公認会計士は、損害と重要な虚偽記載との間に因果関係がないことを証明しない限り、損害賠償責任を負うこととされている。

×

金融商品取引法21条（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）

1. 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

三 当該有価証券届出書に係る第13条の2第1項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2. 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかったこと。

- ウ 公認会計士が財務諸表に対して虚偽の監査証明を行った場合、一定の期間内に内閣総理大臣に提出される有価証券報告書等のうち、その公認会計士による監査証明に係るものの全部又は一部が受理されないことがある。

○

金融商品取引法193条の2（公認会計士又は監査法人による監査証明）7項

公認会計士又は監査法人が第1項に規定する財務計算に関する書類及び第2項に規定する内部統制報告書について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第30条又は第34条の21第2項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書、有価証券報告書又は内部統制報告書で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。

- エ 公認会計士は、監査証明業務を行うに当たって法令に違反する事実を発見したときは、当該法令違反事実が財務諸表の適正性の確保に影響を及ぼすか否かにかかわらず、それを監査役等に通知しなければならない。

×

金融商品取引法193条の3（法令違反等事実発見への対応）1項

公認会計士又は監査法人が、前条第1項の監査証明を行うに当たって、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（法令違反等事実）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

問題 5 重要性***

会計監査人及び会計監査人の監査に係る会社法の規定に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 会計監査人は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、
*** 再任しない旨の決議がなされなかった場合には、再任されたものとみなされる。

○

会社法338条（会計監査人の任期）1項.2項

会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

イ 会計監査人設置会社においては、会計監査人のみが各事業年度に係る計算書類及びその附属
*** 明細書に対する監査を行うこととされている。

×

会社法436条（計算書類等の監査等）2項

会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

ウ 会計監査人は、その職務の遂行に当たって必要があるときは、被監査会社の子会社に対して
*** 会計に関する報告を求めることができるが、当該子会社は、正当な理由があるときにはこれを

○

拒むことができる。

会社法396条（会計監査人の権限等）3項.4項.

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

エ 取締役会設置会社においては、会計監査人は、取締役会の承認を受けた計算書類及び附属明細書を監査する。

×

会社法436条（計算書類等の監査等）3項

取締役会設置会社においては、前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第1項又は前項の規定の適用がある場合にあつては、第1項又は前項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない。

問題 6 重要性***

内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 内部統制監査は、被監査会社の内部統制の有効性の評価に対する監査となるため、情報監査
*** ではなく実態監査の枠組みの中で実施される監査となる。

×

「内部統制監査基準」Ⅲ1.財務諸表監査の監査人による内部統制監査の目的

経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果に対する財務諸表監査の監査人による監査（内部統制監査）の目的は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

イ 内部統制監査は、原則として、同一の監査人により、財務諸表監査と一体となつて行われる
*** ものである。ここでの同一の監査人とは、監査事務所が同一ということだけではなく、業務執行社員も同一であることを意味している。

○

「内部統制監査基準」Ⅲ2.内部統制監査と財務諸表監査の関係

内部統制監査は、原則として、同一の監査人により、財務諸表監査と一体となつて行われるものである。内部統制監査の過程で得られた監査証拠は、財務諸表監査の内部統制の評価における監査証拠として利用され、また、財務諸表監査の過程で得られた監査証拠も内部統制監査の証拠として利用されることがある。

(注)ここで「同一の監査人」とは、監査事務所のみならず、業務執行社員も同一であることを意味している。

ウ 内部監査人が内部統制の有効性の評価に関して作業を行っている場合、内部監査人の作業の
** 品質等を検証した上で、経営者の評価に対する監査証拠として利用できる場合があるが、内部
○ 監査人の作業を監査人の検証そのものに代えて利用することはできない。

「内部統制監査基準」Ⅲ4.(6).③.イ.内部監査人等の作業の検証

内部監査人等が内部統制の有効性の評価に関して作業を行っている場合、監査人は、内部監査人等の作業を自己の検証そのものに代えて利用することはできないが、内部監査人等の作業の品質及び有効性を検証した上で、経営者の評価に対する監査証拠として利用することが考えられる。

エ 監査人は、内部統制の運用状況の有効性に関する経営者の評価の妥当性を検討するに当たっ
*** て、内部統制の実施状況を検証するが、当該実施状況の検証で用いられるサンプルは、経営者が抽出したサンプルに限られており、監査人が自らサンプルを選択することはない。

×

「内部統制監査基準」Ⅲ4.(2).①.ロ.a.運用状況の検討の内容及び実施方法

～以上の手続については、基本的に、監査人自ら選択したサンプルを用いた試査により適切な証拠を入手する方法で行われる。

問題 7 重要性**

「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 財務諸表監査以外の保証業務も、財務諸表監査と同様にリスク・アプローチに基づいて実施されるが、固有リスクと統制リスクを結合して評価することは想定されていない。

×

「保証業務の概念的枠組み」七.5.(2)

業務実施者は、保証業務リスクを合理的保証業務又は限定的保証業務に求められる水準に抑えるため、固有リスク及び統制リスクを個別に又は結合して評価することにより、発見リスクの水準を決定し、それに基づいて、証拠を収集する手続の選択、実施の時期及び範囲を決定する。

イ 業務実施者は、自らが主題に責任を負う者及び想定利用者となることはできない。また、主*** 題に責任を負う者は、想定利用者となることはできるが唯一の利用者となることはできない。

○

「保証業務の概念的枠組み」四.2.4.

業務実施者は、独立の立場から公正不偏の態度を保持することが最も重視されるため、自らが主題に責任を負う者及び想定利用者となることはできない。

～また、主題に責任を負う者は、想定利用者の1人となることはできるが、唯一の利用者となることはできない。

ウ 保証業務における主題に関して、客観的か主観的か、確定的か予測的か、一定時点に関する** ものか一定期間にわたるものかといった、その性格について、保証報告書に記載することは求められていない。

×

「保証業務の概念的枠組み」五.3.

主題には、定量的か定性的か、客観的か主観的か、確定的か予測的か、一定時点に関するものか一定期間にわたるものか、といった異なる性格があり、それらの性格は、業務実施者が主題情報に係る保証を得る際の正確性及び入手可能な証拠の説得力に影響する。このため、保証報告書には、かかる主題の性格を記載する必要がある。

エ 業務実施者が、自らの期待、判断及び個人的な経験を保証業務に適合する一定の規準として** 用いることは適切ではない。

○

「保証業務の概念的枠組み」六.1.2.

保証業務における適合する規準とは、主題に責任を負う者が主題情報を作成する場合及び業務実施者が結論を報告する場合に主題を評価又は測定するための一定の規準であり、次のような要件を備えている必要がある。ただし、業務実施者が、一定の規準として、自らの期待、判断及び個人的な経験を用いることは適切ではない。

確立された規準とは、法令のほか、例えば、財務諸表の作成に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準など、幅広い関係者による公正かつ透明性のある適切な手続を通じて権威ある又は認められた機関によって公表されたものである。

問題 8 重要性**

監査人の交代に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 監査人の交代に関して監査業務の引継が求められる前任監査人とは、別の監査事務所に所属
** する、前年度の財務諸表の監査報告書を提出した者をいい、当該監査報告書を提出する前に監査契約を解除した者は含まれない。

×

監基報900-5.(2)

「前任監査人」－前年度の財務諸表の監査報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表の監査に着手したものの監査報告書を提出していない別の監査事務所に属する退任した者（会社から監査人交代の通知を受けた者を含む。）のことをいう。

イ 監査人予定者は、監査業務の引継を開始する時点を明確にするため、前任監査人及び監査人
*** 予定者に対して、監査人予定者の指定に関する通知を書面等で行うよう、会社に依頼しなければならぬ。

○

監基報900-7.

監査人予定者は、会社に、前任監査人及び監査人予定者に対して監査人予定者の指定に関する通知を書面又は電磁的記録で行うよう依頼しなければならない。

ウ 監査人予定者の閲覧に供することが求められる監査調書の範囲には、前任監査人が監査の過
** 程で識別した重要な事項に関する監査調書が含まれるが、監査手続の実施結果のうち、最終的な意見形成の判断過程に関する監査調書については含める必要はない。

×

監基報900-14.

前任監査人は、不正リスクへの対応状況、監査基準報告書で監査役等とのコミュニケーションが求められている事項等、前任監査人が監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者及び監査人に伝達しなければならない。

これには、前任監査人の監査意見に影響を及ぼした重要な虚偽表示、又は期中交代の場合は前任監査人が監査意見に影響を及ぼす可能性がある」と判断した当期の財務諸表における重要な虚偽表示に関わる情報又は状況が含まれる。

エ 前任監査人は、監査業務の引継に当たり、監査人予定者の求めに応じて、監査役等に提出し
* た監査実施結果を記載した報告書の写しを提供する場合がある。

○

監基報900-A8.

前任監査人は、経営者又は監査役等に提出した監査実施結果を記載した報告書の写し、及び会社から入手した経営者確認書を用いて、監査の過程で識別した重要な事項を監査人予定者又は監査人に説明することが有用である。この場合、監査人予定者又は監査人からの求めに応じて、前任監査人はこれらの写しを提供することがある。

問題 9 重要性***

監査事務所の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査事務所は、主体的に品質管理システムの構成要素に関連する品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害し得るリスク、いわゆる品質リスクを識別及び評価し、品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用しなければならない。

○

品基報1-8.

(1) 品質目標の設定

監査事務所が設定する品質目標は、監査事務所が達成すべき品質管理システムの構成要素に関連する目標である。監査事務所は、本報告書が規定する品質目標の他、品質管理システムの目的を達成するために監査事務所が必要と定めた品質目標を設定することが要求される。

(2) 品質目標の達成を阻害し得るリスクの識別と評価

監査事務所は、対応をデザインし適用するために、品質リスクを識別し評価することが要求される。

(3) 品質リスクに対処するための対応のデザインと適用

監査事務所の品質リスクへの対応の内容、時期及び範囲は、品質リスクに対する評価の根拠に基づいて決定されるものである。

- イ 最高責任者等に品質に対する説明責任を含む責任を負わせるために監査事務所がデザインし適用する対応には、最高責任者等の定期的な業績評価の実施は含まれない。

×

品基報1-56.

監査事務所は、品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者それぞれの定期的な業績評価を実施しなければならない。その際、監査事務所は、品質管理システムの評価結果を考慮しなければならない。

- ウ 監査事務所は、内部で適切な資源を利用できない場合に、外部のサービス・プロバイダーが提供する資源を利用することがあるが、当該利用に関する品質管理システムに対する責任は免除される場合がある。

×

品基報1-11.

監査事務所がネットワークの要求事項を遵守する場合又はネットワーク・サービスやサービス・プロバイダーからの資源を利用する場合であっても、監査事務所は自らの品質管理システムについて責任を負う。

- エ 監査事務所は、品質管理システムについて識別された不備の評価において、根本原因の調査を行わなければならないが、その目的は、識別された不備の重大性と広範性を評価することである。

*

○ 品基報1-41.

監査事務所は、識別された不備の重大性と広範性を以下により評価しなければならない。

- (1) 識別された不備の根本原因を調査する。調査手続の内容、時期及び範囲を決定する際に監査事務所は、識別された不備の内容及び想定される重大性を考慮しなければならない。

問題10 重要性*

監査業務に係る審査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査業務の審査においては、企業が行う特定の取引の理解及び監査チームが行った重要な判断を評価するのに役立つ場合でも、審査担当者が自身の補助者を使用することは想定されていない。

品基報2-A19.

特定の状況においては、審査担当者が、関連する専門知識を有する者又はチームによって補助されることが適切な場合がある。例えば、高度に専門化された知識、技能又は経験は、企業が行う特定の取引を理解するのに役立つ、また当該取引に関連して監査チームが行った重要な判断を審査担当者が評価するのに役立つ場合がある。

- イ 監査報告書の発行自体は審査の完了日以降に行う必要はあっても、監査報告書の日付は、監査人が自らの責任において監査が終了したと判断した時の日付とするため、必ずしも審査の完了日以降とする必要はない。

品基報2-24

監査事務所は、審査の実施に関して、以下に係る方針又は手続を定めなければならない。
(2) 監査報告書の日付を、第27項に従って審査担当者から審査の完了が通知された日以降とすることを含む、審査に関する監査責任者の責任

- ウ 審査担当者は、監査チームによる職業的専門家としての懐疑心が保持及び発揮されているかどうかも含めて、監査調書のうち重要な判断の根拠を査閲及び評価しなければならない。

品基報2-25.

審査を実施する際には、審査担当者は以下を実施しなければならない。
(3) (1)及び(2)で得られた情報に基づき、監査チームが行った重要な判断に関する選択された監査調書を査閲及び評価する。

- ① 監査業務の種類に応じた重要な判断の根拠。なお、監査チームによる職業的専門家としての懐疑心が保持及び発揮されているかどうかを含む。

- エ 審査担当者は、自身の審査担当者としての適格性が損なわれる状況を識別した場合、監査事務所の適切な者に通知し、審査が既に開始されているときは、審査の実施を中止しなければならない。

品基報2-23.

審査担当者は、審査担当者の適格性が損なわれる状況を識別した場合、監査事務所の適切な者に通知し、また以下を行わなければならない。

- (1) 審査が開始されていない場合、審査担当者への選任を辞退する。
(2) 審査が既に開始されている場合、審査の実施を中止する。

問題11 重要性***

監査人として備えるべき資質に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人には、その資質の向上が求められ、そのための一つ的手段として、日本公認会計士協会が自主規制として実施してきた継続的専門研修(CPE)があったが、現在は公認会計士法によって継続的専門能力開発(CPD)制度の研修を受けることが義務付けられている。

2023年度からCPEからCPDへ発展的拡充が行われている。

- イ 監査人に求められる職業的専門家としての専門能力とは、財務諸表の適正性についての意見を表明するために必要な能力を意味し、被監査会社がデータの収集、整理、加工等を行うのに利用している情報技術とシステムに関する基礎的な知識と技術的な能力は求められていない。

監査基準H14改訂前文三.7.情報技術(IT)の利用と監査の対応について

～また、企業が利用している情報技術とシステムに関する十分な知識と対応できる技術的な能力の保持が監査人に求められるという意味で、監査人自身にとってもその責任の履行上、重要な影響が生じることとなる。

- ウ 監査人に求められる職業的専門家としての懐疑心とは、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢を意味し、それは監査人が、経営者は誠実でないという想定をすることを求めている。

不正リスク対応基準設定前文二.4.(2)

～なお、本基準における職業的懐疑心の考え方は、これまでの監査基準で採られている、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を変更するものではないことに留意が必要である。

- エ 監査人に求められる職業的専門家としての独立性は、公正不偏性と外観的独立性からなり、財務諸表監査の最も重要な存立基盤として、監査人はその保持に努めなければならない。

監査基準H14改訂前文三.2.(2)

監査人は、監査の実施に当たって、精神的に公正不偏の態度を保持することが求められ、独立性の保持を最も重視しなければならない。

問題12 重要性**

監査人に求められる職業的専門家としての正当な注意に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人に求められる職業的専門家としての正当な注意は、監査基準の設定当初は規定されて
* いなかったが、その後、監査基準の改訂に伴って正当な注意が規定された。

×

職業的専門家としての正当な注意は、監査基準の設定当初から規定されていた。

イ 監査人が金融商品取引法上の監査又は会社法上の会計監査人監査を実施する場合、監査基準
*** や日本公認会計士協会の実務指針が、その任務の内容や正当な注意の水準を画するものとなる。

○

ウ 個々の監査業務に従事する監査責任者及び補助者並びに監査事務所内の審査担当者には、監
* 査人として払うべき正当な注意が求められるが、監査事務所外の審査担当者を活用する場合、
× 当該審査担当者には、正当な注意は求められない。

監査事務所外の審査担当者を活用する場合であっても、審査担当者には、正当な注意は求められる。

品基報2-A4. 参照

状況によっては、例えば、小規模な監査事務所や個人事務所の場合には、審査を実施する適格性を有する社員等や監査事務所内の他の者が存在しないときがある。監査事務所は、このような状況においては、審査を実施するために、監査事務所の外部の者と契約する、又は外部の者が提供するサービスを利用することがある。

監査事務所の外部の者は、ネットワーク・ファーム、監査事務所のネットワーク内の組織又はサービス・プロバイダーの社員又は従業員であることがある。このような者を利用する場合、ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスやサービス・プロバイダーに関連する品質管理基準報告書第1号の規定が適用される。

エ 公認会計士法では、相当の注意が監査の基準における正当な注意に該当するとされ、相当の
*** 注意を怠って重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した公認会計士は懲戒処分の対象となることが規定されている。

○

公認会計士法30条（虚偽又は不当の証明についての懲戒）2項

公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

問題13 重要性***

監査役等とのコミュニケーションに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、監査期間中に不合理に短い期間内に監査を終了することが求められた場合、その
*** 状況について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

○

監基報260-14. A20.

監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない

(2) 監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況

監査期間中に直面した困難な状況には、例えば、以下の事項が含まれる。

・不合理に短い期間内に監査を終了することが求められること。～

イ 監査人は、監査報告書において除外事項付意見の表明が見込まれる場合、監査役等にその原
*** 因となる状況を報告しなければならないが、除外事項付意見の文言の草案については監査役等

×

に報告する必要はない。

監基報705-29.

監査人は、監査報告書において除外事項付意見の表明が見込まれる場合、その原因となる状
況と、除外事項付意見の文言について、監査役等に報告しなければならない。

ウ 監査人は、監査役等とコミュニケーションをするに当たって、事前に、経営者あるいは内部
** 監査に従事する適切な者と協議することがある。

○

監基報260-A41.

監査人は、監査役等とのコミュニケーションを行う前に、経営者と該当する事項について協
議することがある。～同様に、企業が内部監査機能を有する場合、監査人は、監査役等とコミ
ュニケーションを行う前に、内部監査に従事する適切な者と協議することがある。

エ 監査人は、監査人と監査役等の間で行われる双方向のコミュニケーションの適切性に関する
* 評価を裏付けるため、追加的な監査手続を立案し実施しなければならない。

×

監基報260-A50.

監査人は、監査人と監査役等の間で行われる双方向のコミュニケーションの適切性に関する
評価を裏付けるため、特別の手続を立案する必要はない。

問題14 重要性***

財務諸表監査における法令の検討に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、経営者に対し、財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識され
*** ている違法行為又はその疑いが全て監査人に示された旨の経営者確認書を提出するよう要請し
○ なければならない。

監基報250-16.

監査人は、経営者に、財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いが全て監査人に示された旨の経営者確認書を提出するよう要請しなければならない。

- イ 監査人は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示が
*** ないことについて合理的な保証を得ることが求められているが、企業の違法行為の防止に対し
○ て責任は負わず、違法行為の全てを発見することが期待されているわけではない。

監基報250-4.5.

～しかしながら、監査人は企業の違法行為の防止に対して責任は負わず、違法行為の全てを発見することが期待されているわけではない。

監査人は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任がある。

- ウ 監査人は、違法行為を識別した場合、監査調書に、当該違法行為に加え、実施した監査手続、
* 行った職業的専門家としての重要な判断及び到達した結論を記載しなければならないが、違法
× 行為に関連する重要な事項についての経営者、監査役等及びその他の者との協議事項まで記載
する必要はない。

監基報250-29.

監査人は、識別された違法行為又はその疑いと以下の事項を監査調書に記載しなければならない。

- (1) 実施した監査手続、行った職業的専門家としての重要な判断及び到達した結論
- (2) 違法行為に関連する重要な事項についての経営者、監査役等及びその他の者との協議（経営者又は監査役等がどのように当該事項に対応したかを含む。）

- エ 監査人は、財務諸表上の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼさない場合であっても、
*** 事業継続のために必要な被監査会社の事業の許認可に関する規定を遵守しているかどうかにつ
× いて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

監基報250-6.7.

本報告書は、遵守すべき法令を以下の二つに分類し、これに合わせて監査人の責任をそれぞれ区別している。

- (1) 例えば、税金や年金に関する法令など、財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令
- (2) 財務諸表の金額及び開示の決定に直接影響を及ぼさないが、事業運営若しくは事業継続のために、又は重大な罰則を科されないために遵守することが必要なその他の法令（例えば、事業の許認可に関する規定、保険会社のソルベンシーに関する規制又は環境に関する規制）。
(2)の法令に対する監査人の責任は、財務諸表に重要な影響を及ぼすことがある違法行為の識別に資する特定の監査手続を実施することに限定されている。

問題15 重要性***

リスク対応手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア リスク対応手続は、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応し
** て、立案し実施されるものであるが、評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが、
○ リスク対応手続の種類、時期及び範囲に影響を及ぼすことがある。

監基報315-30.

識別したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクについて、監査人は虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを評価することにより、固有リスクを評価しなければならない。その際、監査人は、以下の事項を考慮しなければならない。

- (2) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが、どのように、そしてどの程度、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する固有リスクの評価に影響するのか。

監基報330-5.

監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならない。

- イ 監査人は、特定のアサーションに対して、運用評価手続を実施することなく実証手続のみを
*** 実施する監査アプローチを選択することはあるが、実証手続を実施することなく運用評価手続のみを実施する監査アプローチを選択することは認められない。
×

監基報330-A4.

識別したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価は、監査人がリスク対応手続の立案及び実施に関する適切な監査アプローチを考慮する際の基礎を提供する。

- (1) 特定のアサーションに対して、運用評価手続を実施するだけで、評価した重要な虚偽表示リスクに有効に対応することが可能である。

- ウ 監査人が、検証対象となっているアサーションについて、実証手続によって虚偽表示を発見
*** しなかったことは、当該アサーションに関連する内部統制が有効であることの監査証拠とはならない。
○

監基報330-15.

～なお、実証手続によって虚偽表示が発見されていないことは、検討対象となっているアサーションに関連する内部統制が有効であることの監査証拠とはならないことに留意する。

- エ 監査人は、特別な検討を必要とするリスクに対して実証手続のみを実施する場合、詳細テストと分析的実証手続を組み合わせて実施しなければならない。

×

監基報330-20.

監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合、そのリスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない。監査人は、特別な検討を必要とするリスクに対して実証手続のみを実施する場合、詳細テストを含めなければならない。

問題16 重要性***

監査証拠に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、売掛金の確認により、通常、確認基準日現在の残高の実在性及び権利と義務のみならず、評価の適切性に適合した監査証拠も入手することができる。

×

監基報330-A48.

確認により、特定のアサーションに適合する監査証拠が入手できることがあるが、他のアサーションに対しては適合性の低い監査証拠しか入手できないことがある。例えば、売掛金に対する確認により入手した監査証拠は、実在性には適合するが、回収可能性には必ずしも適合しない。

イ 監査人は、実地棚卸の立会において、行われている棚卸手続の実施状況の観察により、経営者の指示や実地棚卸手続が適切にデザインされ、業務に適用されているという監査証拠を入手することができる。

○

監基報501-A5.

例えば、実地棚卸の実施前後及び実施中における棚卸資産の移動に係る内部統制に関するものなど、実施されている棚卸手続の実施状況を観察することは、監査人が経営者の指示や実地棚卸手続が適切にデザインされ業務に適用されているという監査証拠を入手することに役立つ。

ウ 監査人は、買掛金の過小計上の有無を確かめる場合、被監査会社の帳簿に計上された買掛金の検討により、当該目的に適合した監査証拠を入手することができる。

×

監基報500-A27.

一方、買掛金の網羅性に関して過小計上の有無を確かめる場合、帳簿に計上された買掛金の検討は目的に適合しておらず、期末日後の支払、未払の請求書、仕入先の支払通知書、不一致がある検収報告書などの情報の検討が目的に適合することがある。

エ 監査人は、質問により被監査会社の内外の関係者に対して情報を求める場合、その回答者が被監査会社の内部者又は外部者のいずれであるかにかかわらず、また、その回答が非公式な口頭によるものであっても、その回答を評価しなければならない。

○

監基報500-A22.

質問は、監査人が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める監査手続である。質問は、質問以外の監査手続と組み合わせて監査の全過程で利用される。質問は、公式な書面又は電磁的記録による質問から非公式な口頭による質問まで様々である。質問に対する回答を評価することは、質問のプロセスの不可欠な部分である。

問題17 重要性***

会計上の見積りの監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、会計上の見積りについて、当該見積りの不確実性が高いと判断した場合には、特別な検討を必要とするリスクが存在しているとして、監査手続を実施しなければならない。

×

監基報540-16.

監査人は、第15項に従って識別し評価した重要な虚偽表示リスクが、特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを判断しなければならない。

イ 監査人は、経営者の見積額の合理性を評価するために、監査人の許容範囲を設定することが適切であると判断する場合には、想定される結果の全てが含まれるように許容範囲を決定しなければならない。

×

監基報540-28.

監査人は、監査人の許容範囲を設定する場合、以下を実施しなければならない。

(1) 十分かつ適切な監査証拠により裏付けられ、適用される財務報告の枠組みにおける測定目的及び他の要求事項に照らして合理的であると評価した金額のみが含まれるように許容範囲を決定すること

ウ 監査人は、過年度の会計上の見積りの確定額について、遡及的に検討することが求められている。検討の結果、確定額と過年度の財務諸表における認識額との間の差異が、過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを示すこともある。

○

監基報540-A60.

会計上の見積りの確定額と過年度の財務諸表における認識額との間に差異があったとしても、必ずしも過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを示しているわけではない。しかしながら、当該差異が、過年度の財務諸表の確定時に利用可能な情報、又は適用される財務報告の枠組みに照らして入手及び考慮することが合理的に期待される情報を経営者が適切に使用しなかったことにより生じているような場合には、虚偽表示を示していることがある。

エ 監査人は、個々の会計上の見積りの合理性に関して結論付ける際に、経営者の偏向が存在する兆候があったとしても、それだけでは虚偽表示とはならないが、その内容と監査への影響に関する監査人の評価を監査調書に記載しなければならない。

○

監基報540-38.

監査人は、以下の事項を監査調書に記載しなければならない。

(4) (該当がある場合) 会計上の見積りに関する経営者の偏向が存在する兆候及び第31項により求められる、監査への影響に関する監査人の評価

問題18 重要性***

監査報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 監査人は、監査報告書に「独立監査人の監査報告書」という表題を付すことにより、監査人
*** が独立性についての我が国における職業倫理に関する規定の全てを満たしていることを明らか
○ にしている。

監基報700-A20.

独立監査人の報告書であることを示す「独立監査人の監査報告書」の表題は、監査人が独立性についての我が国における職業倫理に関する規定の全てを満たしていることを表明するものであり、それにより、独立監査人の監査報告書を独立監査人以外の者が発行する報告書と区別している。

- イ 監査人は、財務諸表に対して意見を表明しない場合、監査報告書に、監査人の責任は、我が
*** 国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書にお
× いて意見を表明することにある旨の記載は求められていない。

監基報705-27.

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できないため財務諸表に対する意見を表明しない場合、「財務諸表監査における監査人の責任」区分に、監査基準報告書700第35項から第37項により要求される事項に代えて、以下の事項を記載しなければならない。

(1) 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある旨

- ウ 監査人は、監査報告書の「強調事項」区分に記載した事項が監査上の主要な検討事項に該当
** すると判断した場合、当該事項を「監査上の主要な検討事項」区分及び「強調事項」区分の両
× 方に記載できないため、職業的専門家として、どちらの区分に記載するかを判断しなければならない。

監基報706-A4.

付録1は、特定の状況において監査報告書に「強調事項」区分を設けることを監査人に要求している他の監査基準報告書を記載している。当該事項が、監査基準報告書701に基づく監査上の主要な検討事項に該当する場合には「監査上の主要な検討事項」区分及び「強調事項」区分の両方に記載することになる。

- エ 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされ
*** ている場合、無限定意見を表明し、監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」
○ 区分を設けて、財務諸表における注記事項について、財務諸表利用者に注意喚起しなければならない。

監基報570-21.

重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定意見を表明し、財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。

問題19 重要性**

除外事項付意見に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、除外事項付意見を表明する場合、財務諸表に開示すべき情報で開示されていない
** 事項があっても、当該事項を監査報告書に記載する必要はない。

×

監基報705-22.

財務諸表に開示することが必要な情報が開示されていない場合、監査人は、以下を行わなければならない。

(2) 監査意見の根拠の区分において、どのような情報が開示されていないかについて記載する。

(3) 法令等で禁止されていない場合、実務的に困難でなく、かつ監査人が開示されていない情報について十分かつ適切な監査証拠を入手したときは、監査人は、監査意見の根拠の区分に、開示されていない情報を記載しなければならない。

イ 監査人は、除外事項付意見を表明する場合、除外した不適切な事項のほか、除外事項を付した
*** 限定意見とした理由を監査報告書に記載しなければならない。

○

監基報705-19.

監査人は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明する場合、監査基準報告書700が要求する特定の記載事項に加えて、以下を行わなければならない。

(2) 本区分に、除外事項付意見を表明する原因となる事項について記載する。なお、この記載には、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定意見とした理由の記載も含まれる。

ウ 監査人は、財務諸表に定性的な注記事項に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、当該事
* 項を除外事項とするとともに、当該虚偽表示の内容を監査報告書に記載しなければならない。

○

監基報705-21.

財務諸表に、定性的な注記事項に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、監査人は、監査意見の根拠の区分に、当該虚偽表示の内容について記載しなければならない。

エ 監査人は、一つの監査報告書において、複数の財務報告の枠組みに基づいて作成された財務
* 諸表に対する監査意見を表明する場合、同一の意見を表明しなければならない。

×

監基報700-A30. A13.

～財務諸表は、二つの財務報告の枠組みに準拠して作成されることがあり、その場合、双方が、適用される財務報告の枠組みとなる。

(2) 財務諸表が、財務報告の枠組みのうちの一方は遵守しているが、もう一方は遵守していない場合、財務諸表は一方の財務報告の枠組みに準拠して作成されているという無限定意見を表明することはできるが、もう一方の財務報告の枠組みに関しては、監査基準報告書705に従い限定意見又は否定的意見を表明する。

問題20 重要性**

監査における不正リスク対応基準に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査における不正リスク対応基準は、全ての監査に適用されるのではなく、主として、金融商品取引法に基づいて開示を行っている全ての会社に対する監査に適用されることを念頭に作成されている。

「不正リスク対応基準」設定前文二3.(1)

本基準は、企業の不正による重要な虚偽表示のリスクにより有効に対応することにより、我が国資本市場の透明性、公正性を確保することが最終的な目的となっているところから、すべての監査において実施されるのではなく、主として、財務諸表及び監査報告について広範な利用者が存在する金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。「上場企業等」）に対する監査において実施することを念頭に作成されている。

- イ 監査人は、経営者の関与が疑われる不正を発見した場合、速やかに経営者に問題点の是正等適切な措置を求めた上で、監査役等に報告しなければならない。

「不正リスク対応基準」第二.18. 経営者の関与が疑われる不正への対応

監査人は、監査実施の過程において経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めるとともに、当該不正が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

- ウ 監査人は、四半期レビューに当たって、四半期財務諸表に不正による重要な虚偽の表示の疑義に相当するものがあると判断した場合、監査における不正リスク対応基準ではなく、四半期レビュー基準に従って、追加的手続を実施することが求められている。

「不正リスク対応基準」設定前文二3.(3)

また、四半期レビューについては、年度監査と同様の合理的保証を得ることを目的としているものではないことから、本基準は四半期レビューには適用されない。なお、四半期レビューの過程において、四半期財務諸表に本基準に規定している不正による重要な虚偽の表示の疑義に相当するものがあると判断した場合など、四半期財務諸表に重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には、監査人は、四半期レビュー基準にしたがって、追加的手続を実施することになる。

- エ 監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性があると判断して、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないとした場合、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。

「不正リスク対応基準」二.11. 不正による重要な虚偽の表示の疑義

監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。～監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断したときは、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。